

細を尋ねければ、嶋田云。某持病に癩あり。今日大に癩張出て不堪苦痛。此故に癩虫を突殺すべしと存する旨也。外科見之、腸大に出たりとて腸を手にて押入、其口を巻て藥を付たり。扱云様は、成程療治叶へし、少も氣遣無之と云。島田外科に向て云様は、汝は上手也。此手疵にては不可死、養生にも精出すべしと云。外科は力を得て術を盡しぬ。島田をば養生の内番人を附、刀脇指を取隠し置たり。或時番人の透を考へ、腹巻を解て息張れば腸悉く出たり。則手を以て不殘腸を揉出し終に絶たり。刑部が義を以て主計頭を刺殺せしも、我事故と存じ右の趣と相見たり。此趣上聞に達し所領被召上候。是一説也。又云。主計頭女を刑部謀にて、嶋田越中息へ縁組を相定る所に、主計頭達變し、酒井山城守重隆へ約諾あり。依之刑部恨に思ひ主計頭を打果すとも云。山城守實は金森前出雲守息なるを、酒井雅樂頭忠世養子とし、家光公の御小姓に被召使候所、寵愛を得、三萬石被下、當時堀田加賀守正盛と五角の寵臣、車の兩輪の様世上に申候。依之主計頭縁者に成たるとも云也。

一、石蛇の事

恒川七兵衛存知の方に、踏石に可然形なる石あり、所望し我庭の踏石とし置たり。然にその石人も不踏に些づ、動く事あり。何とやらん氣味惡敷石とて、踏石をやめ飛石の内に並置けり。少しくばき所ありて、水をそ、げばかわく事なし。初めの内は氣も不附さし置たるが、試にひたと水を洗ぎ見るに、烈日にても不乾。それ故ある時、その石を打碎き見候へば、中に壹尺許の小蛇あり。捕て川へ捨させたり。其後醫師の申は藥劑に用る石蛇也。惜しき事にて川へ投けるとぞ申ける。話略

一、岩田勘右衛門、小松を立退く

岩田勘右衛門今の勘右衛門小松より立退候時分申候は、淺井騷の鎗の功を賞せられて、丹羽氏の家臣成田以下の者共、其々高知に被召出候事は、誠に左も可有之事に存候。此方より罷出候水越をはじめ、槍いたし候者共、少くとも一倍の加増は可被下候所に、今何の儀も無之、却て敵の方の者ども高知にて罷出候ては、不面目事共に候間立退申候旨申候て、上方筋へ參申候。其後年序を経候て立歸り、他國にても宜敷事も無之候に付、罷歸候旨申候へば、先知又被下

候よし。誠に寛仁の御政と可申候。寺西話

一、立石の宮の石の根

賀州中嶋の近所、立石の宮とて神社あり。其社壇に立石五つあり。或年微妙公の御意にて、近邊の百姓を以て被爲掘候所、二丈迄掘候へ共、石の根難知候。其段御聞被成、最早掘申間敷候。以來も掘不申様にと被仰付候。宮西話

一、虎石と月を孕める大石

金澤御城中鶴の丸に、虎石とて虎の斑有之石あり。又戸室山にて先年孕月候大石のかたぐも、御城内へ參有之候旨。宮西話戸室は金澤より東にある石山なり。其石堅實にして家屋の用に備て甚益あり。御城壘の用に切出す事ありしに、先年岡田助三郎奉行の時助右衛門或日大石を切落し候へば、さけめより光芒の耀く事甚敷、石工を始候て人夫等大に畏れ、地に臥て觀居たり。漸々に光も散じ薄く成候へば、其光の形三日月のさまにみえて、終には光芒も盡たり。翌日見候へば、其光のあと石にのこりて、彷彿として月の形を成したり。其以後奥村故登岐、木下順庵へ被咄ければ、大石孕月と申儀を承及候。か様の事にて候やと被申候よ

し。岡田氏余此事を聞候て後、心におきて考ふれども孕月の事未見當。其片石の御城内に有之と申儀も、此度初て承る故記于此。

一、松雲公の嚴贈

元祿初年の頃、若狹守様・備後守様御幼少の内者、勝次郎殿・富五郎殿と、家中の者申候様に被仰付置候。或時於御途中、向より勝次郎殿被爲成御越候。御時宜役田尻宅丞此時之御時宜役六人、備後守様御幼少の内者、勝次郎殿、富五郎殿、田尻宅丞、御先より勝次郎殿被成御座候旨申上候。御歸館の後被仰出候は、兼て勝次郎殿と可申旨被仰出置候所、宅丞、様と申上候儀不都合の儀に被思召候。新番以下の者は、か様に申上候事も可有之が、御時宜役も相助候者には、不相應の旨急度被仰出候。此儀承候て或者物語仕候は、元祿より以前の儀に候。江戸にて御途中迄、從年寄中御用の儀有之、御徒武部貞右衛門と申者を以て、申上候趣有之候。貞右衛門は、今の武部和左衛門兄にて候。御番頭迄、奥村登岐殿被申上候と申述候。此儀御聞被遊候て御歸館の後、御徒には不相應成申様に候。登岐申上候と可申儀に候。無調法至極に思召候條、逼塞可申付旨被仰出、半年の上通塞仕